

○小林市地域おこし協力隊設置要綱

平成25年 5月17日

告示第138号

改正 令和2年 3月31日告示第50号

(設置)

第1条 人口減少や高齢化が進む本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって定住促進のための地域力創造に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年 3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、小林市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、定住促進のための地域力創造に資するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援
- (2) 地域資源（観光・特産品）の発掘及び商品開発
- (3) 地産・地消の推進活動及び農林畜産業の支援
- (4) 地域の魅力や情報の発信などのシティセールス活動
- (5) 都市との交流及び移住交流事業の支援
- (6) 文化・芸術によるまちづくり活動
- (7) その他市長が必要と認める活動

(隊員の任用)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者のうちから、市長が任用する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から小林市内へ移し、住民票を異動させた者（任用される前に既に小林市内に定住又は定着している者を除く。）
- (2) 心身が健康で、かつ、地域おこしに意欲と情熱を持っている者
- (3) 普通自動車運転免許を所持している者

(隊員の任用期間)

第4条 隊員の任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

(隊員の身分)

第5条 隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

（隊員の活動時間）

第6条 隊員の活動時間は、1週間当たり30時間を基本とする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、協力隊の活動に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第50号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。